

岩手県農政審議会条例及び岩手県水産審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 7 月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第38号

岩手県農政審議会条例及び岩手県水産審議会条例の一部を改正する条例

(岩手県農政審議会条例の一部改正)

第1条 岩手県農政審議会条例(昭和47年岩手県条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条 審議会は、委員30人以内をもって組織し、委員は、 <u>次の各号に掲げる</u> 者のうちから知事が任命する。 (1)～(3) [略] (4) 農林中央金庫 <u>その他の農林漁業金融公庫受託金融機関</u> の役職員 (5)～(7) [略] 2 [略]	(組織) 第3条 審議会は、委員30人以内をもって組織し、委員は、 <u>次に掲げる者のう</u> ちから知事が任命する。 (1)～(3) [略] (4) <u>株式会社日本政策金融公庫又は農林中央金庫</u> の役職員 (5)～(7) [略] 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県水産審議会条例の一部改正)

第2条 岩手県水産審議会条例(昭和48年岩手県条例第46号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のう ちから知事が任命する。 (1)～(3) [略] (4) 農林中央金庫 <u>その他の農林漁業金融公庫受託金融機関</u> の役職員 (5)～(7) [略] 2 [略]	(組織) 第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のう ちから知事が任命する。 (1)～(3) [略] (4) <u>株式会社日本政策金融公庫又は農林中央金庫</u> の役職員 (5)～(7) [略] 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。